

# マイナポータル自己情報取得 API

## 利用規約

1.0 版

令和元年 11 月 5 日

内閣府大臣官房番号制度担当室

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R1/11/5	(新規)	-

## マイナポータル自己情報取得API利用規約

### (目的)

第1条 本利用規約は、内閣府大臣官房番号制度担当室が運営するマイナポータルにおいて提供する自己情報取得APIを利用するWebサービス提供者が、自己情報取得APIを利用するに当たっての諸条件を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 マイナポータル 内閣府大臣官房番号制度担当室が運営するWebシステムであり、やりとり履歴、あなたの情報、お知らせの表示や子育てワンストップサービス等の各種情報提供、電子申請等のサービスを提供するものをいう。
- 二 自己情報 自己を本人とする個人情報をいう。
- 三 自己情報取得API マイナポータルが提供するAPIであり、外部のWebシステムがシステム間連携によりマイナポータルから自己情報を取得するために利用するものをいう。
- 四 Webサービス提供者 外部のWebサービスを提供する者であり、自己情報取得APIを利用する者又は利用しようとする者をいう。
- 五 Webサービス利用者 Webサービス提供者のWebサービスを利用する者をいう。
- 六 接続確認環境試験 Webサービス提供者がマイナポータルの接続確認環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験をいう。
- 七 本番環境試験 Webサービス提供者がマイナポータルの本番環境を用いてマイナポータルとの接続確認等を行う試験をいう。

### (事前打合せ)

第3条 Webサービス提供者は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、自己情報取得APIの利用に係る企画書の案を作成して、内閣府大臣官房番号制度担当室に事前打合せの申込みを行うものとします。

2 Webサービス提供者は、事前打合せにおいて、内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式又は方法により、以下の各号に掲げる事項を満たすこと又は行うことを明らかにするものとします。

- 一 役員若しくは担当部署責任者に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定若

しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。

二 取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持すること。

三 別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。

（仕様開示等）

第4条 Webサービス提供者は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、自己情報取得APIの仕様書の開示申請を行うものとします。

（接続確認環境試験）

第5条 Webサービス提供者は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める内容の接続確認環境試験を実施するものとします。

2 Webサービス提供者は、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、接続確認環境の利用申請を行うものとします。

（利用申込）

第6条 Webサービス提供者は、第3条に規定する事前打合せを経て内閣府大臣官房番号制度担当室が承認した自己情報取得APIの利用に係る企画書を添付して、内閣府大臣官房番号制度担当室に利用申込を行うものとします。

（本番環境試験）

第7条 Webサービス提供者は、本番環境における試験の必要があると認められる場合には、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、本番環境試験の申請を行うものとします。

（利用内容の変更）

第8条 Webサービス提供者は、利用内容を変更しようとする場合には、別

途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める方法により、変更内容を明らかにした資料を添付して、利用内容の変更申請を行うものとします。

(利用の停止・再開・終了)

第9条 Webサービス提供者は、利用を停止、再開又は終了しようとする場合には、あらかじめ、別途内閣府大臣官房番号制度担当室が定める様式により、利用の停止、再開又は終了の届出を行うものとします。

(関係部局への情報提供)

第10条 内閣府大臣官房番号制度担当室は、Webサービス提供者が取得する自己情報を所管する部局その他の関係部局に対し、以下の各号に掲げる内容を提供することができるものとします。

- 一 第3条に規定する事前打合せの内容
- 二 第6条に規定する利用申込の内容
- 三 第8条に規定する利用内容の変更の内容
- 四 第9号に規定する利用の停止・再開・終了の内容
- 五 その他提供することが必要と内閣府大臣官房番号制度担当室が認める内容

(禁止事項等)

第11条 Webサービス提供者は、自己情報取得APIに関し、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 一 自己情報取得APIを本来の目的以外の目的で利用すること。
- 二 自己情報取得APIを利用してマイナポータルに不正にアクセスすること。
- 三 自己情報取得APIを利用してマイナポータルの運用及び管理を故意に妨害すること。
- 四 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 五 内閣府大臣官房番号制度担当室に提出する書類において虚偽の情報を記載すること又は内閣府大臣官房番号制度担当室に対して虚偽の情報を告知すること。
- 六 その他内閣府大臣官房番号制度担当室が不適切であると判断する行為をすること。

2 内閣府大臣官房番号制度担当室は、Webサービス提供者が前項各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると判断した場合には、当該Web

b サービス提供者に事前に通告することなく、自己情報取得APIの利用を停止させることができるものとします。

3 内閣府大臣官房番号制度担当室は、以下の各号に該当すると判断した場合には、Webサービス提供者に事前に通告することなく、自己情報取得APIの利用を停止させることができるものとします。

一 第3条第2項各号に掲げる事項が満たされていないこと又は行われていないこと。

二 その他内閣府大臣官房番号制度担当室が本利用規約で定める自己情報取得APIを利用するに当たっての諸条件が満たされていないこと。

4 内閣府大臣官房番号制度担当室は、前項の各号に該当しないことを確認する必要があると判断した場合には、Webサービス提供者と協議の上、現地調査等を行うことができるものとします。

#### (知的所有権)

第12条 自己情報取得API及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約、Webサービス提供者に提供する文書等及び内閣府ウェブサイト等で公開する文書等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、内閣府大臣官房番号制度担当室に帰属します。

2 Webサービス提供者は、自己情報取得API及びこれに関連する一切のプログラム又はその他の著作物を、以下の各号のとおり取り扱うものとします。

一 自己情報取得APIを利用するためにのみ使用すること。

二 内閣府大臣官房番号制度担当室の承諾なく、複製、解析、改変、編集、頒布等を行わず、又はリバースエンジニアリングを行わないこと。

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡又は担保権の設定をしないこと。

四 内閣府大臣官房番号制度担当室又は内閣府大臣官房番号制度担当室が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除若しくは変更しないこと。

#### (免責事項)

第13条 内閣府大臣官房番号制度担当室は、自己情報取得APIに関連してWebサービス提供者に生じた損害およびWebサービス提供者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

(本利用規約の変更)

第14条 内閣府大臣官房番号制度担当室は、必要があると認めるときは、W e bサービス提供者に事前の通知を行うことなく、本利用規約を改正できるものとします。

2 本利用規約の改正を行った場合、内閣府ウェブサイトに掲載することにより公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとします。

3 本利用規約の改正を行った場合、W e bサービス提供者は、改正後の本利用規約にしたがうものとします。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第15条 本利用規約の準拠法は、日本法とします。

2 自己情報取得A P Iに関連して内閣府大臣官房番号制度担当室とW e bサービス提供者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。